

養父市告示第81号

養父市土壌診断補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年8月30日

養父市長 広瀬 栄

養父市土壌診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、農作物栽培の基本となる土づくりにおいて、土壌の分析及び診断を行い適切な施肥管理をすることで、安定した生産、品質の向上及び環境への負荷低減を図ることを目的に土壌診断に要する経費に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象要件)

第2条 対象となる農地（以下「対象農地」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市にある販売を目的に農作物を生産する農地であること。
- (2) 他の補助事業による同様の補助を重複して受けていない農地であること。

2 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている個人及び市内に事業所を有する団体で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 対象農地の所有者
- (2) 対象農地の所有者の許可を得て農作物を生産する者

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助対象者から除くものとする。

- (1) 養父市税条例（平成16年養父市条例第60号）第2条第2項に規定する徴収金及び養父市国民健康保険税条例（平成16年養父市条例第64号）第1項に規定する国民健康保険税について滞納がある者
- (2) 養父市暴力団排除条例（平成25年養父市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者

(補助対象経費、補助率等)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が農作物を生産する対象農地において、当該年度に実施した土壌分析及び診断に係る経費とする。

2 補助区分及び補助金の額は、次に定めるとおりとし、補助金の額は1会計年度につき、いずれか1つの補助区分に応じて計算した額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。

| 補助区分 | 補助金の額 |
|--------------------------|---------------------------|
| (1) 土壌診断実施機関に発注した経費 | 補助対象経費の1/2以内 上限30,000円 |
| (2) 土壌診断用試薬等を用いて自己分析した経費 | 補助対象経費の1/2以内 上限10,000円 |

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、養父市土壌診断補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費が分かる書類の写し（領収書等）
- (2) 診断結果又は分析項目が分かる書類の写し
- (3) 本年度農作物を販売したことが分かる書類の写し（出荷伝票等）

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、予算の範囲内で補助金の交付の可否及び金額を決定し、養父市土壌診断補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の交付決定を受けた日が属する年度の末日までに養父市土壌診断補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けた場合は、必要な審査又は調査を行い、

補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付を受けた年度内に第2条に規定する対象要件を満たさなくなったとき。
- (2) 補助金の不正受給及び虚偽の申請並びにその他不正な行為があったとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消したときは、補助金を交付せず、又は当該取消し部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずることを養父市土壌診断補助金交付取消通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(市による調査)

第8条 市長は、補助金の適正な執行や事業効果の検証を行うため、必要な範囲において、申請者又は補助事業者に対して営農状況等に関する調査を行うことができる。

2 申請者又は補助事業者は、市長が前項の調査を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

養父市土壌診断補助金交付申請書

年 月 日

養父市長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____
(個人の場合は署名、法人の場合は署名又は記名押印)
電話 _____

養父市土壌診断補助金の交付を受けたいので、養父市土壌診断補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助区分 土壌診断実施機関に発注した経費
 土壌診断用試薬等を用いて自己分析した経費

2 交付申請額 _____ 円

3 診断する農地 住 所 : _____
所有者 : 申請者 申請者以外(土地所有者の同意がある。)

4 誓約事項 (該当する場合に)

| | |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 市税の滞納はありません。また、市税や住民基本台帳を調査・閲覧されることに承諾します。 |
| <input type="checkbox"/> | 養父市暴力団排除条例(平成 25 年養父市条例第 18 号)に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係者ではありません。 |

5 添付書類

- (1) 補助対象経費が分かる書類の写し (領収書等)
(2) 診断結果又は分析項目が分かる書類の写し
(3) 本年度農作物を販売したことが分かる書類の写し (出荷伝票等)

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

養父市長 印

養父市土壌診断補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、養父市土壌診断補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 補助区分 土壌診断実施機関に発注した経費
 土壌診断用試薬等を用いて自己診分析した経費

2 補助金額 _____ 円

様式第3号（第6条関係）

養父市土壌診断補助金交付請求書

年 月 日

養父市長 様

申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった養父市土壌診断補助金について、養父市土壌診断補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

| | | | |
|---------|------------------------|------|--|
| 交付決定通知額 | 円 | | |
| 交付請求額 | 円 | | |
| 振込先金融機関 | 銀行 ・ 信用金庫 農協 ・ 信用組合 | | |
| 支店名 | 本店 ・ 支店 | | |
| 種別 | 普通 ・ 当座 | 口座番号 | |
| フリガナ | | | |
| 口座名義 | | | |

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

養父市長 印

養父市土壌診断補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした養父市土壌診断補助金については、下記のとおり交付の決定を取り消したので、養父市土壌診断補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金額

| | |
|-------------|---|
| 既に交付した補助金額 | 円 |
| 今回取り消した補助金額 | 円 |
| 返還を命ずる補助金額 | 円 |

2 取消理由